

本田しずか後援会 規約

第1条（名称・所在地）

本会は、本田しずか後援会と称し、主たる事務所を鹿児島市におく。

第2条（目的）

本会は、本田しずか氏を講後援することにより、鹿児島県政の発展と住民福祉の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発行及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のための必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出したものをもって会員とする。会員申し込みは電子申し込みも含む。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長1名・副会長1名・幹事若干名・会計責任者1名・監事2名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 3 会議はオンライン開催や、書面決議も有効とする。

第8条（経費）

本会の経費は、寄付金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経費につき年1回幹事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和4年（2022年）11月28日より実施する。